

高齢者の虐待を 防ぎましょう

監修／高崎絹子

(東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科教授)



高齢者の介護、 がんばりすぎていませんか？

高齢社会と少子化により個人や家族での介護が困難になっていることなどから、高齢者の介護、そして「虐待」が大きな問題となっています。

高齢者の介護は考える以上にたいへんです。高齢者の虐待が増えていることの原因のひとつ

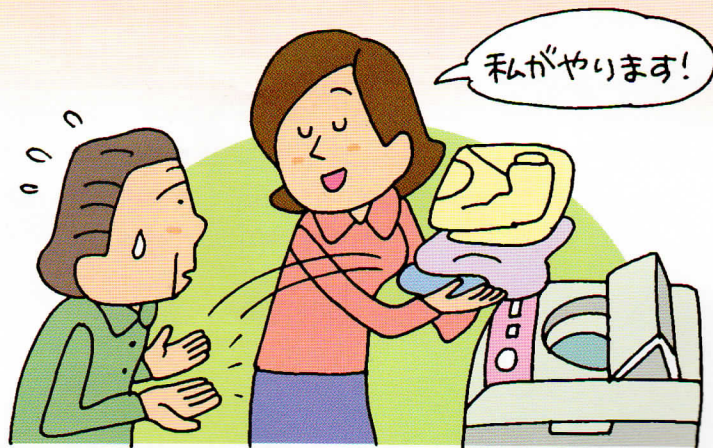
つには「介護者の心身の疲労」があります。介護は長期にわたることも多く、家族だけがんばっても、限界があります。一人で抱え込まないで、社会サービスの利用や、専門機関（家）や地域のネットワークをじょうずに活用することも大切です。

四 日 市 市

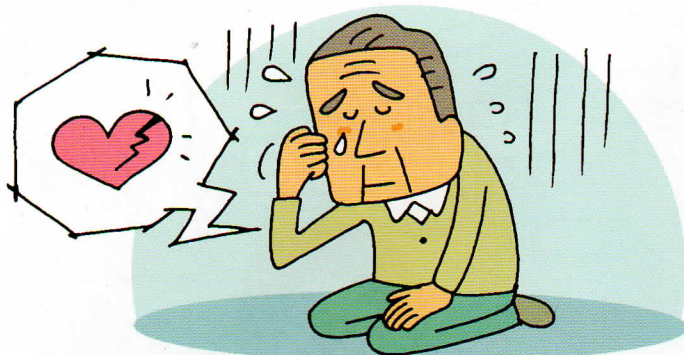
高齢者虐待とは、どの

介護者は、自分では「介護」であり、「いたわり」ということも、高齢者にとっては「いじめ」や「ひどいこと」と感じているかもしれません。

また、虐待をしていることに気づいていても、さまざまな理由で自分では歯止めがきかなくなっていることがあります。



●●● 高齢者虐待とは



「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」が2005年11月1日に可決、成立し、2006年4月1日から施行されることになりました。

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者としたうえで、「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待や養介護施設従事者などによる高齢者虐待、と定義しています。

Check!

高齢者が「ひどい仕打ち」と思っていることをしていませんか？

高齢者虐待に関する調査では、高齢者虐待における特徴のひとつに、お年寄りの介護や世話をしている半分以上の人が虐待の自覚がないという結果が出ています。

虐待の例を示しましたので、知らないうちに不適切な対応になっていないか、ときどきチェックしてみましょう。

- ☐ お年寄りが言うことを聞かないので、手が出たり、ののしったりしてしまう。
- ☐ 言うことを聞かないので、口をきかないようにしている。
- ☐ 介護や世話がたいへんなので、世話をしない。
- ☐ 良いことと悪いことをわかってもらうため、たたくなどしてしつけをしている。
- ☐ 認知症（ほう痴呆）により徘徊するのので部屋に閉じ込めている。
- ☐ 認知症や寝たきりのお年寄りがいて、外聞が悪いので外出させなかったり、本人を訪ねてくる人があっても会わせないようにしている。
- ☐ 年金手帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- ☐ 経済的に苦しいので、病院へ連れて行くことを控えている。
- ☐ 人前でおむつを替える。
- ☐ 下半身を裸にしたまま放っている。

これらは高齢者との対応で、気をつける必要がある例です。いくつかチェックが付いた方は、今後の介護や世話について介護センターなど（8頁参照）に相談してみてください。

※厚生労働省では「痴呆症」という言葉によくないイメージがあるとして、「認知症」という言葉に改めています。

ようなことを言うの？

●●● こんなことが「高齢者虐待」です

高齢者虐待防止法では、高齢者への虐待は、「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」「介護・世話の放棄・放任」の、大きく5つに区別されています。

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

具体的には…

- たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる など
- ベッドにしばりつけたり、意図的に薬を過剰に与える など

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

具体的には…

- はいせつ排泄などの失敗に対して高齢者に恥をかかせる
- 子ども扱いをする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う など

経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

具体的には…

- 必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する など



性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

具体的には…

- 懲罰的に下半身を裸にして放置する
- キス、性器への接触、セックスを強要するなど

介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、その他高齢者の養護を著しく怠ること。

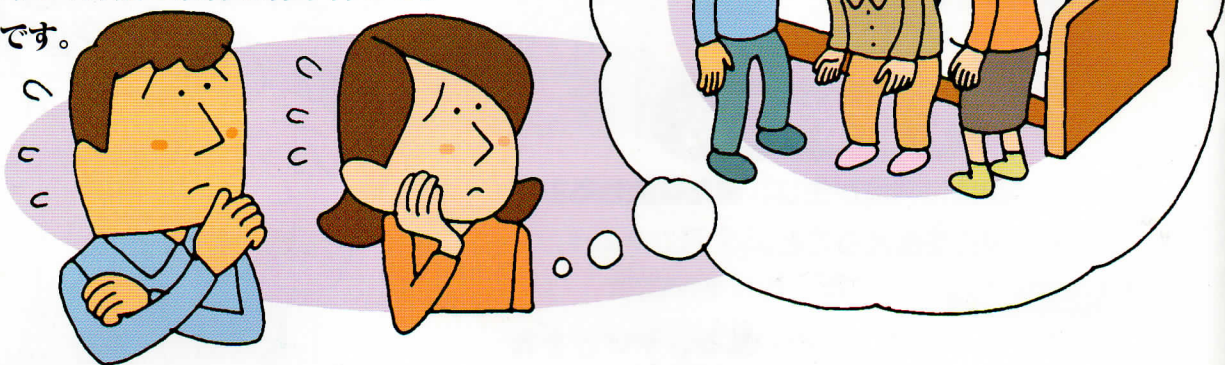
具体的には…

- 髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
- 空腹状態、脱水状態、また栄養失調の状態にある
- 劣悪な住環境の中に放置し生活させる など

悩んでいませんか？ 高

高齢者虐待は、認知症（痴呆）や要介護の状態の高齢者に対して行われがちという調査結果が出ています。

介護者の心身疲労も虐待の大きな原因であることもわかっています。「介護と虐待は背中合わせ」といわれるゆえんです。



データでみる高齢者虐待の実像

次のデータは、厚生労働省が医療経済研究機構に委託して行った「家庭内における高齢者虐待に関する調査」（2004年3月報告書 <http://www.ihep.jp/new/houkokusyo.pdf>）によるものです。

このデータから、**高齢者虐待はだれもが当事者**

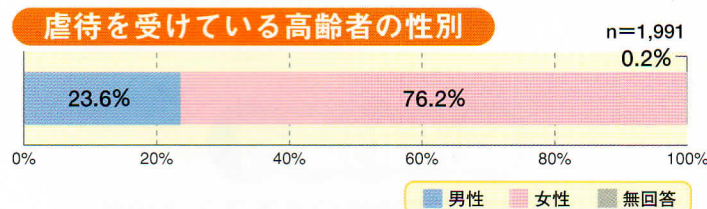
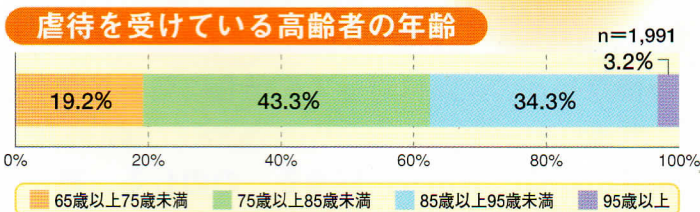
になる可能性があることが読み取れます。

当事者だけでは解決が困難であり、それを避けるためには、一人で抱え込まず、第三者に相談するなど、他人の協力を得ることが大切です。

※認知症に関しては、グラフでは調査時の表記である「痴呆」のままとなっています。

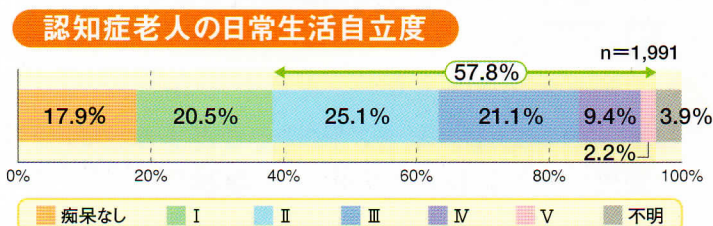
1 DATA 75歳以上の後期高齢者が8割を占め 4分の3以上が女性が被害者

虐待を受けている高齢者の平均年齢は81.6歳で、「75歳以上85歳未満」がもっとも多く（43.3%）、次いで「85歳以上95歳未満」（34.3%）、「65歳以上75歳未満」（19.2%）となっています。性別については、男性23.6%、女性76.2%で、女性の被害者が多いのが特徴です。



2 DATA 介護が必要な高齢者に多い虐待

虐待を受けている高齢者の要介護度は、「要介護度Ⅲ以上」が51.4%、次いで「要支援、要介護度Ⅰ、要介護度Ⅱ」が45.4%となっています。とくに、認知症がある高齢者が約8割以上を占めており、認知症の高齢者の介護や世話が、大きな負担になり、虐待につながっています。



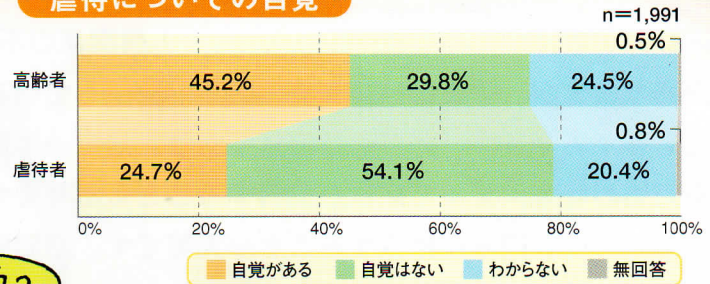
高齢者の介護や世話のこと

DATA 高齢者本人も虐待者も虐待についての自覚がない

虐待されているという高齢者の半数近くが虐待されている「自覚はない」と答えています。一方、虐待者も半数以上が虐待の「自覚はない」と答えています。どちらも虐待に対する自覚がないことがわかります。



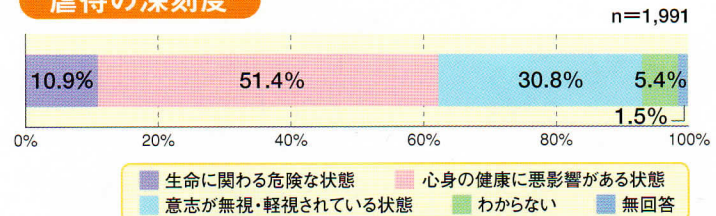
虐待についての自覚



DATA 10人に1人が生命に関わる危険な状態 6割以上が心身の健康に悪影響がある

虐待でもっとも深刻な状態とされる「生命に関わる危険な状態」が10人に1人。これは虐待をしている人が援助の介入を拒むことが大きな原因のひとつです。また、虐待をされている6割以上が心身の健康に悪影響がある状態です。

虐待の深刻度



虐待の種類別 虐待発生の原因（上位5位の回答 数字はパーセント）

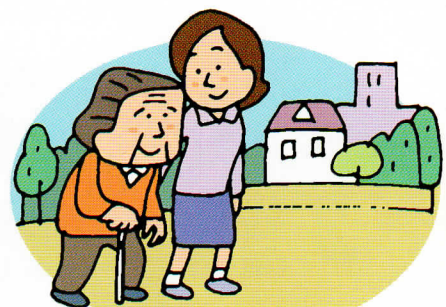
虐待が発生する原因は、深刻な「身体的虐待」では「介護疲れ」がもっとも多くなっています。

	1位	2位	3位	4位	5位
身体的虐待	虐待者の介護疲れ (49.6)	虐待者の性格や人格 (48.5)	高齢者本人の痴呆による言動の混乱 (46.5)	高齢者本人と虐待者の人間関係 (42.0)	高齢者本人の性格や人格 (36.0)
心理的虐待	虐待者の性格や人格 (55.3)	高齢者本人と虐待者の人間関係 (54.8)	高齢者本人の性格や人格 (43.5)	虐待者の介護疲れ (38.3)	高齢者本人の痴呆による言動の混乱 (38.0)
経済的虐待	虐待者の性格や人格 (64.0)	高齢者本人と虐待者の人間関係 (55.5)	経済的困窮 (47.9)	高齢者本人の性格や人格 (39.6)	経済的利害関係 (32.4)
介護・世話の放棄・放任	高齢者本人と虐待者の人間関係 (55.2)	虐待者の性格や人格 (55.0)	高齢者本人の性格や人格 (43.0)	配偶者や家族・親族の無関心 (34.6)	高齢者本人の痴呆による言動の混乱 (33.0)

これらのデータからわかることは、虐待を避けるためには「介護の負担」をできるだけ少なくするように賢く対応することです。そのためのポイントは以下のとおりです。

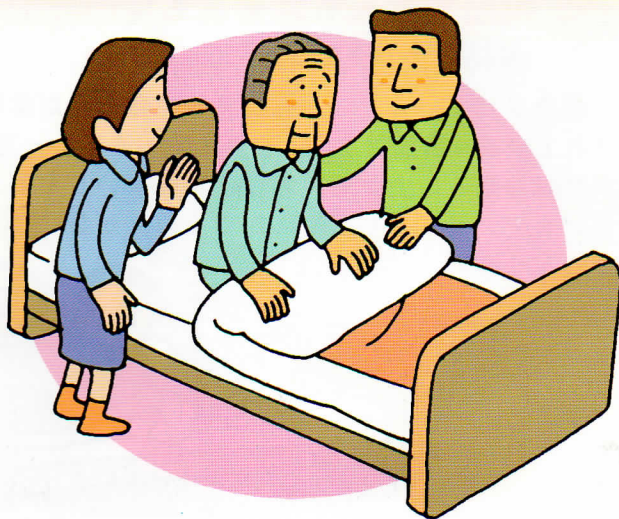
高齢者を介護するときのPoint!

- 恥ずかしがらない、隠さない
- お年寄りはもちろん、自分自身の気分転換を図る
- 一人きりにならないで、仲間をつくる
- 公的サービスを積極的に利用する
- 介護などの知識や理解を深め、情報を集める

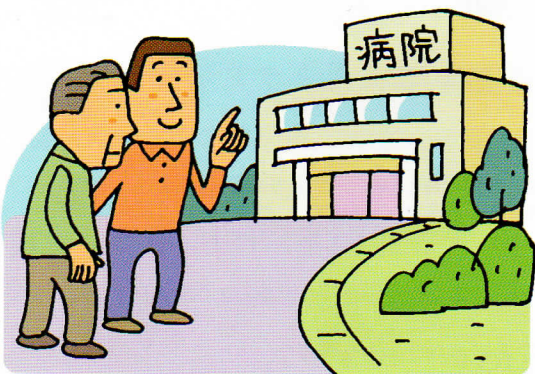


認知症(痴呆)の高齢者との接し方 ～虐待を避けるために～

高齢者虐待が起こる理由のひとつに「人間関係の不和」がありますが、そこには認知症の問題が関係していることも多々あります。認知症は病気であり、治療の可能性や対処の仕方によって症状が改善することもありますので、早めに専門家に相談することが大切です。認知症であってもプライドをもった1人の人間であることも忘れないでください。



●●● 認知症は病気のひとつです



認知症は単なるもの忘れが激しくなった状態ではなく、脳の病気のひとつです。多くは「アルツハイマー型認知症」と「脳血管性認知症」に分けられます。

認知症は早期発見により改善することもあり、症状を抑える薬も出てきています。「おかしい」と気づいてから医療機関に相談するまでに、約7割の家族が2年以上かかっているとの報告があります。「おかしい」と思ったら、放置することなく早い時期に保健所・保健センターや医療機関に相談に行きましょう。

●●● 認知症にかかった人との接し方

認知症の高齢者を介護・世話するときに大切なことのひとつは、本人の自尊心を傷つけないこと、さらに、介護者は一人で背負わず、できるだけ楽

に介護できるように工夫することです。認知症にかかった人との接し方を知るためにも、一度外部の機関に相談しましょう。

介護の Point

1. 周囲の協力を得る

介護は、家族や親類、近所の方に協力を頼みましょう。

2. 気軽に相談できるような環境づくり

「認知症は病気」との認識を持ち、かかりつけの医師、保健師や訪問看護師などの医療関係者との関係を持つことが大切です。また、ホームヘルパー、ケアマネジャー、「呆け老人をかかえる家族の会」などに、一人で悩まないで気軽に相談しましょう(8頁参照)。気のおけない友達を持つことも大切なことです。

3. いろいろなサービスをじょうずに利用

介護は一人では決してうまくいきません。いろいろな制度やサービスをじょうずに利用して、自分や家族のことにも目を向けられる「ゆとり」をもつことが大切です。

虐待が起きない 地域づくりのために

生きていればいずれ高齢者になり、だれもが高齢者の虐待の問題に直面する可能性があります。すべての人が安心して暮らせるように、虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりが、いま求められています。



●●● 地域での声かけと見守りの強化を

寝たきりや認知症など介護を要する高齢者を抱えている家庭は、地域の人にその事情をオープンにするようにしましょう。また、地域の方は、そうした家庭や一人暮らしの高齢者をやさしく見守り、声をかけるなどして、地域から孤立させないようにしましょう。

「ご近所の底力」を生かして、声かけや見守りなど気軽にできることから始めましょう。

見守り

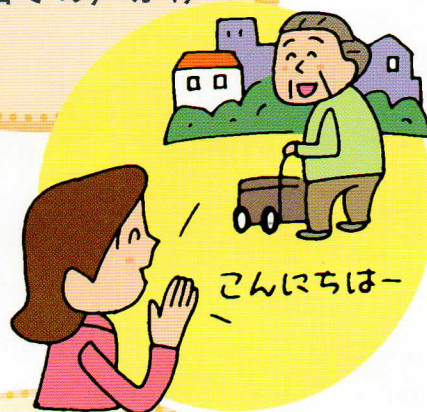
新聞が何日もたまっている。
夜になっても部屋の
明かりがつかない



例えば…

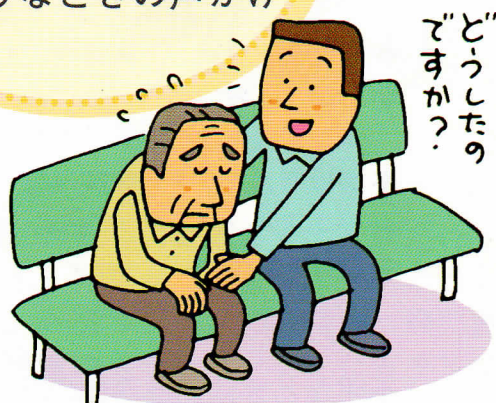
あいさつを交わす

日常生活での声かけ



元気づけ

道であっても元気が
ないようなときの声かけ



●●● 緊急の対応が必要と感觉到了ときは

もし、高齢者の生命の危険性など、緊急の対応が必要と感觉到了ときは、関係機関や行政機関、警察などに相談してみましよう。なお、高齢者虐待防止法では、虐待を発見した家族や施設職員らは市町村に対し通報義務を負い、通報を受けた市町村長は家庭や施設に立ち入り調査ができることになっています。

介護の負担を軽くするために

～一人で抱え込んでいませんか?～

高齢者の虐待では、社会的なサービスが効果的に活用されていれば防げたり、または最悪の事態は避けられたかもしれない、と悔やまれるような事例が多くあります。

こうした原因の一つとして、社会的なサービスの存在や利用の仕方を知らない場合が案外多いようです。無理せず、さまざまなサービス・制度を利用して介護しましょう。

主な介護サービス

ホームヘルプサービス

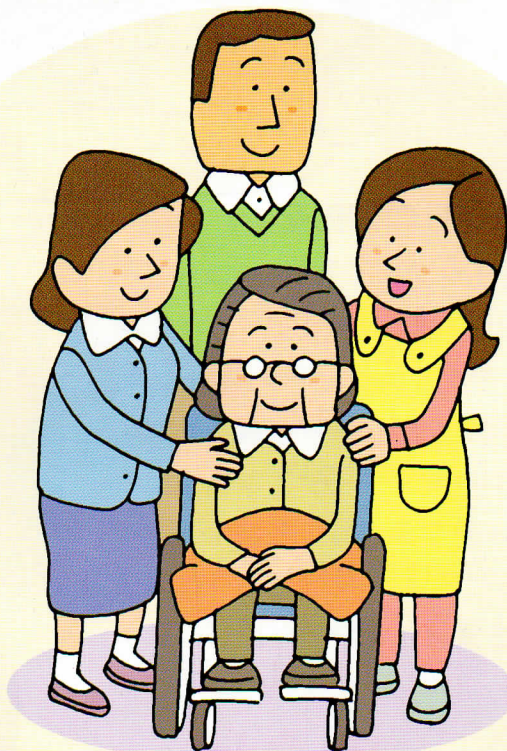
介護や家事の支援サービスを行います。

ショートステイサービス

短期間の施設の利用サービスが受けられます。

デイサービス

送迎により施設での食事や入浴のサービスを行います。



地域の介護相談センター

専門の相談員(看護師、介護福祉士、社会福祉士など)による介護についての相談窓口です。

このほかにも、地域によって行政機関、社会福祉協議会、民生機関など、さまざまなサービスがあります。介護について困ったとき、不安なときは相談しましょう。

ほかに、高齢者虐待は「人権問題」でもあることから、人権擁護局の利用も考えられます。全国都道府県には地方法務局に人権擁護課が置かれているほか、法務局・地方法務局の支局でも人権擁護の事務を取り扱っています。また、全国の市区町村に、法務大臣から委嘱された民間のボランティアである人権擁護委員がいます。

◆ 介護や認知症に関する主な相談窓口 ◆

◆ 保健センター ・ 保健所 ・ 病院 ・ 在宅介護支援センター ・ 地域包括支援センター

◆ 介護支え合い相談

(平成18年4月1日より)

(厚生労働省助成事業) フリーダイヤル0120-070-608 (土日を除く10時～15時) ※

◆ 呆け老人を支える家族の会

(日本アルツハイマー病協会) フリーダイヤル0120-294-456 (土日を除く10時～15時) ※

◆ ぼけ110番

(財団法人ぼけ予防協会) フリーダイヤル0120-654-874 (木・金10時～15時) ※

※すべて祝日・年末年始は休み

不明なときは、自治体の総合案内で担当部署名を聞いてみましょう。